

福島県公用車広告（本庁機関）募集要項

公用車に掲出する広告について、次のとおり募集します。

1 掲出方法等

- (1) 対象車両（車両についてはお問い合わせください）

福島県公用車

（本庁機関が管理する、年間運行日数 150 日以上又は年間走行距離 10,000km 以上の実績が見込める車両）

- (2) 掲出場所

対象車両の車体両側面

（原則として、後ドアに掲出していただきます。）

- (3) 掲出方法

フィルムシートの貼付（原則）

※ 掲出期間中は変形、変色、劣化等の変質を起こしにくく、再剥離が可能な素材を使用してください。

- (4) 掲出サイズ

1 枠：1 台当たり（縦 35 c m × 横 60 c m）× 2 枚

※ 1 枠単位での申込み

- (5) 広告掲出期間

公告掲出の開始日及び終了日につきましては、相談の上調整

- (6) 広告の表示

広告には、次の事項について、明確に表示してください。

ア 広告主の名称及び連絡先

イ 縦 5 c m × 横 8 c m 以上の大きさで 広告 と表示

- (7) 東日本大震災の復旧・復興支援

福島県の東日本大震災復旧・復興支援のため、広告に以下の表示をすることができます。表示は必須ではありません。

ア 「〇〇〇は東日本大震災の復興を支援しています。」の一文

イ 「ふくしまから はじめよう。」の

ロゴマーク



2 広告の分野

広告は、次のいずれかの項目に沿うようなものとします。

- (1) 安全で安心な社会をつくる
- (2) 自然環境を保全する
- (3) 地域経済を活性化する
- (4) スポーツや地域文化を振興する
- (5) その他広く社会の利益に貢献する

3 募集する法人又は団体

今回の募集は、次の項目に該当しない方で、公益法人、公共的団体（注）、その他営利を目的としない団体を対象とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者
- (2) 県の入札参加制限措置を受けている者

（注）公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体、又は町村会、土地改良連合会、土木振興会等の行政関連団体など公共的活動を営む団体をいいます。

4 応募手続

募集期間（募集要項等の配布及び申込書等の提出期間）	随時 なお、受付等の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
配布・提出場所	総務部財産管理課（福島市杉妻町 2 番 16 号 県庁本庁舎 1 階） ※ 募集要項等は、県のホームページからも入手できます。 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135c/kouoku-kuruma.html
提出書類	(1) 福島県公用車広告掲出申込書（以下「申込書」という。） (2) 広告の内容が分かる書類（デザインの素案等） (3) 法人等の概要が分かる書類
提出方法	持参、郵送又はメールによるものとします。

応募の無効	<p>次のいずれかに該当する応募は、無効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格のない者が応募したとき。 ・ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき。 ・ 申込書の金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募をしたとき。 ・ 金額を訂正した応募をしたとき。 ・ その他応募に関する条件に違反したとき。
-------	--

5 広告掲出料

申込書に記載する申込額は、以下のとおりとします。

月額 3,000 円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）

6 広告主の決定

(1) 決定方法

申込者の先着順に提出された内容について審査し、広告掲出の可否及び広告主を決定します。

(2) 結果の通知

広告掲出の可否及び広告主を決定した後、速やかに申込者に通知します。
 なお、対象車両を管理する部局等との協議の結果、希望いただいた車両とは別の車両に掲出をお願いすることがあります。

(3) 契約の締結

広告主の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

7 その他

(1) 申込者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、福島県公用車広告掲出要領、契約書案をよく確認の上応募してください。

(2) 応募に要する費用は、申込者の負担とします。

8 問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部財産管理課（財産活用担当）

電 話 024-521-7058

F A X 024-521-7903

メールアドレス fuku-koukoku@pref.fukushima.lg.jp